

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 8 月 24 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 27 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
別表第 3 広域連合（第 2 条関係） 1・2 [略]	別表第 3 広域連合（第 2 条関係） 1・2 [略] <u>3 岩手県後期高齢者医療広域連合</u> <table border="1"><thead><tr><th>組 織</th><th>職 員</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>広域連合の長</u> <u>の事務部局</u></td><td><u>事務局長</u></td></tr></tbody></table>	組 織	職 員	<u>広域連合の長</u> <u>の事務部局</u>	<u>事務局長</u>
組 織	職 員				
<u>広域連合の長</u> <u>の事務部局</u>	<u>事務局長</u>				
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。